

平成29年度

新たな地域担い手育成事業補助金

評価表

NO.

23

所管部課名	農政課		担当者	森重				
事務事業名	集落営農組織等支援事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成29年度 予算額	4,482千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	4,482千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	集落営農組織等数		13		平成34年度			
成果指標②								
補助対象者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第23条第1項の規定により認定を受けた特定農用地利用規程に明記された特定農業法人及び特定農業団体並びに農作業の受委託を行い、団体としての規約又は定款を有する農作業受委託組織							
補助対象経費	過去に同じ条件での交付を受けていない共同機械等の導入又は施設の修繕等に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	集落営農組織等の経営の安定を図るため、集落営農組織等が共同利用するための、共同大型農業用機械等の導入又は施設の修繕等に要する経費の一部を補助する。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	共同機械等の導入又は施設の修繕等に要する経費の合計額に2分の1を乗じて得た額、又は150万円のいずれか低い額以内 ※継続して交付を受ける場合は、 ①2ヵ年度目は経費の合計に3分の1を乗じて得た額又は150万円のいずれか低い額以内 ②3ヵ年度目は経費の合計に4分の1を乗じて得た額又は150万円のいずれか低い額以内 ※同一申請者に継続して3ヵ年度超える交付は行わないが最終年度の交付後2ヵ年度以上の期間を経た場合は、改めて本事業への申請ができる。							
上記項目の積算方法	補助率金額又は補助率に同じ							
補助を受ける3カ年の事業（団体）等の状況	項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	3,317,164	53.9%	7,680,000	63.1%	2,828,230	57.1%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成	3,317,164	53.9%	7,680,000	63.1%	2,828,230	57.1%
		市補助金	2,838,000	46.1%	4,500,000	36.9%	2,127,000	42.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	支出	計	6,155,164	100.0%	12,180,000	100.0%	4,955,230	100.0%
		事業費	6,155,164	100.0%	12,180,000	100.0%	4,955,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	6,155,164	100.0%	12,180,000	100.0%	4,955,000	100.0%
		支出計/前年度支出計				197.9%		40.7%
		自己資金/前年度自己資金				231.5%		36.8%
		翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%
		交付件数		2		3		2
	成果指標の推移①		10		10		12	
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【今年度改善点】連続申請における補助率の変更 【前回評価】平成26年度「現状のまま継続」 ・補助金が地元農産物のPRにも寄与しているように見受けられる。今後の取組に期待したい。 【前回評価への回答】「現状のまま継続」であるが、補助条件、補助金の額を一部見直している。 【事業のPR方法】集落営農組織等の総会や各種会議等でPR 【費用対効果】集落営農組織等の受託面積を含めた耕作面積の規模拡大がなされている。 【補助事業以外の事業】特になし 【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	集落営農組織等の活動が、高齢化の進展が著しい農村地域において、地域農業の担い手として地域農業の衰退や農地の荒廃化の抑止に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	農村地域では、農家の高齢化や担い手不足により、農業活動の低迷が進行している。その中において、集落営農組織等への農作業の受託作業が増加傾向にあるので、支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	農作業を委託された集落営農組織等が、規模拡大を図る上で、農作業の効率化、省力化のための機械の導入、施設の整備を行うことに対して補助することは、適切な効果を生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域の農地事情に精通した集落営農組織等が主体的に取り組むことを行政が支援することが必要である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	国県の補助率を参考に、総事業費の3分の1以内、又は上限150万円の補助基準を設定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	当該事業は、集落営農組織等の経営安定のための自主的な取組の一助となるものである。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農家の高齢化、後継者不足の現状において、地域の農業振興、活性化に集落営農組織等の取組が重要であり、その活動には公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	当該事業の目的を達成するためには、集落営農組織等への機械導入や施設の整備への補助金の交付が、最も適当な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	事業対象経費については明確に規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 ■見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 □拡大 □他の補助金と統合 ■補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 《上記方向の理由》 集落営農組織からの事業要望について、詳細な事業計画を提出させるなど採択基準のハードルを上げた上で、補助率を見直すなど、当該事業が、より効率・効果的な支援制度となるよう検討したい。	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			《今後の改革の方向性》 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》 平成30年度制度内容を見直し、平成31年度当初予算に反映		《まとめ》

新たな地域担い手育成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる新たな地域担い手育成事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業者等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力する者であること。
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により認定を受けた特定農用地利用規程に明記された特定農業法人及び特定農業団体並びに農作業の受委託を行い団体としての規約又は定款を有する農作業受委託組織（以下「集落営農組織等」という。）が共同利用農業用機械（以下「共同機械」という。）等の導入又は施設の修繕等を行うものであること。
- (3) 導入する共同機械又は施設が、明らかに当該申請者による共同利用であること。
- (4) 同一申請者に継続して3ヵ年度を超える交付は行わないが最終年度の交付後2ヵ年度以上の期間を経た場合、改めて本事業への申請ができるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次条に定める経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は150万円のいずれか低い額以内とする。

- (2) 継続して交付を受ける場合は、2ヵ年度目は経費の合計額に3分の1を乗じて得た額又は150万円のいずれか低い額以内とし、3ヵ年度目は経費の合計額に4分の1を乗じて得た額又は150万円のいずれか低い額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、過去に同じ条件での交付を受けていない共同機械等の導入又は施設の修繕等に要する経費について補助対象とする。

(実施計画書の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金に係る規則第5条の交付の申請に先立ち、あらかじめ市長が指定する日までに、事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の事業実施計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない

い。

- (1) 市税等の滞納が無いことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、該当年度内とし、申請年度内において事業完了することとする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市税等の滞納が無いことを証明する書類
- (2) 共同機械等の導入又は施設の修繕等に要する経費に係る見積書
- (3) 導入する共同機械のカタログ
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付の基準)

第7条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該補助事業者等に補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業等に係る完成写真
- (3) 当該補助事業等に係る領収書又は請求書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第9条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 集落営農組織等数
- (2) 集落営農組織等による経営実績
(決算書)

第10条 補助事業者等は、当該補助事業等の効果を測定するため、事業実施の2年後及び3年後の6月末までに決算の承認を経た当該年度の総会資料を市長に提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新たな地域担い手育成事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 21 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 22 年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 新たな地域担い手育成事業補助金に係る条例第 4 条第 1 項の規定による見直しについては、平成 24 年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成 25 年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 5 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。